

給油取扱所における業務等のあり方に関する検討会（第3回）議事要旨

1 開催日時

令和4年3月4日（金）10時から12時まで

2 開催場所

WEB 開催

3 参加者（敬称略 五十音順）

座長 小林 恭一

委員 江口 真、黒田 美彦、佐藤 義信、村上 治三郎、森泉 直丈、

安永 洋（代理：清水 陽一郎）、山田 實

4 配布資料

議事要旨（第2回）

資料3－1 給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理

資料3－2 その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

資料3－3 給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書（案）について

5 議事

（1）給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理

事務局より資料3－1について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【委員】 業界代表という形ではあるのかもしれないが、給油所に設けることができる建築物の用途の今回の議論において、政令第17条の1項の16号であるとか、規則第25条の4の1項第2号とか、こういった規制の上で平成31年の4月19日付けの消防危第81号の方で給油所に設ける建築物の用途についての第6問の回答の中で、給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車などの点検整備若しくは洗浄のために給油所に出入りする者を対象とした部分であると認められる限り、これ以外の者が出入りすることは差し障りないとあることから、給油等のために給油所に出入りする者を対象としているかどうかというところで店舗

の用途だとか、屋外の物品販売の業務の内容を制限されていたところがあるのかと考えている。

この建築物の用途については、誤解があれば訂正いただきたいのだが、ほかの委員の方からも本議題については、特段反対という意見はなかったと認識しているが、今後の進め方として、これまでの利用者の条件をなくして避難の可否等に基づいた用途の条件を課すということで給油所に設ける建築物の用途や屋外物品販売の業務内容に関しても同様な考え方になるかと思うが、その用途を広げることにあると理解しているが、その上でお願いであるが、規制緩和の方法について、先ほど申し上げた政令や規則の変更や追記などで行われるのか、既存の通知の解釈を変更するような形で、追記で出されるのかというところを教えてください。また、執行機関である地方の所轄消防様の見解が一致するよう、混乱しない方法で展開をお願いしたいと考えている。

さらに、スケジュールの方で、年度末を予定として改正案の提示をされると伺っているが、今後の規制緩和の流れについてお聞かせいただきたい。

【事務局】 まず、この検討内容についてどのように反映させるかというお話については、法令に位置付けるということを基本に考えている。ただ、具体的にどのような改正案にするか、政令にするのか省令にするのかというのは内部で検討し、改めてお示しすることになるかと思う。

この検討会ではあくまで方向性について御議論いただいていると認識しており、その方向性について皆様の賛同をいただければ、その後、我々のほうで改正案等々作って内部の手続に従って進めていきたいと思う。改正案については、改正案をお示しするというのは、正式には恐らくパブリックコメントになるかと思うが、事前に意見をいただけるかどうかについても検討させていただきたい。

【委員】 今後ともまだ御検討中ということで、改正案であるとか、あと、その方向性についてもまたお示しいただけるということで理解した。

【座長】 この改正については、昔は、実態危険を排除するというよりできるだけリスクを低くするという発想で、ガソリンスタンドの中では余計な物は販売はするとか厳しいことを言っていたが、規制緩和の流れの中でもう少し多様なことができるのではないかとという方向で考えるようになったのだと思う。

(2) その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項

事務局より資料３－２について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【委員】 シミュレーションについては、まずまずの結果が得られていると考えるが、両サイドが防火塀で正面が建物だと、どうしても風が当たると逃げるところがないので、例えば防火塀と建物が直角になっていて風が抜けるという状況の方がかえって条件が厳しくなるのかなという気もしないではなく、色々なケースが考えられる。事務局の説明では、３方向が囲まれているのが一番厳しい条件ということだったが、果たしてそれが一番厳しいのかどうかということが気になるところである。今回の結果を見て、風速0.5m/sが一番可燃性蒸気が立っているような気がするので、その条件で例えば防火塀が２方向で風が通り抜けるような条件でやってみたらどうかと考える。来年もう一度やるということなので、参考にいただければと思う。

【委員】 給油所内に車がない状況でのシミュレーションとなっているが、実際には固定給油設備の付近には車があるので、そのような想定の中で、急速充電設備で充電している状態で可燃性蒸気がどういう具合に滞留するのかというところは必要ないのか。

【事務局】 おっしゃるとおり、給油取扱所内には自動車が停車していたり、そのほかの設備もあるが、どうしてもシミュレーションの都合上、モデル化をしなければならないということで比較的単純なモデルを作成している。その辺については、専門家の意見も含めて併せて検討していきたいと考える。

【委員】 荷卸し中の固定給油設備等の使用のところで確認させていただきたい。コンタミの防止と満量停止装置による量の制御の２点を要件として挙げていただいたが、そのほか、例えば荷卸し中に給油をすることで静電気が溜まりやすいといった恐れはないのか疑問に思った。機器として、そもそも静電気が溜まらないような形で荷卸しもするはずだし、給油行為もしていると思うので、機器的には問題ないということであればそれでよろしいかと思うが、そこを確認させていただきたい。

【事務局】 事務局では、特にそのリスクについては考えていない。

【委員】 給油に関して言うと、給油時の油の流れによって発生する静電気は、固定給油設備のノズルからホースを伝って固定給油設備のアースに落ちる構造になっているので、給油作業によって発生する静電気が荷卸しの方に影響するということは考えにくい。

【委員】 荷卸しの方が給油に影響することもないということではよろしいか。

【委員】 荷卸しの方が給油に影響とはどういうことか。

【委 員】 荷卸しされている地下タンクから給油するということになると思うので、例えば荷卸しされたガソリンであればガソリンをそのまま固定給油設備の方に流すという行為について、静電氣的に何か危険性が高まるということがあるのかないのかということである。今、逆の荷卸しの方に対しては影響ないという話だったが、その逆はいかがか。

【委 員】 静電気を帯電したガソリンが上がってくるというようなイメージか。

【委 員】 そのとおり。

【委 員】 荷卸ししたときに油にどのくらい電気が帯電するかという情報は持ち合わせていないが、実際、仮に帯電した油が上がってきたとしても固定給油設備本体のポンプ部やメーター部の金属部分など固定給油設備としてアースを取っている部分があるので、それが車、ノズルの先の油にまで影響していくようなことはなく、アースとして落ちてしまうのではないかと想像される。

【委 員】 荷卸しした後に、例えばスタンド側で少し時間的に置いてから給油させるとかというのは、法令的にも特にないし、実際にもやられてはいないと思うので、それはそれで承知した。油に静電気が溜まる、溜まらないということもあるのだと思うが、溜まったとしても固定給油設備側で逃がすことができ、危険性がそれによって増大するものではないということと理解した。

【座 長】 ガソリンスタンドに充電設備を併置するということについては、充電設備は電気の流れる量がものすごく大きいので、かなり慎重に検討した方がよいのではないかと考える。三方を囲んでいる、あるいは二方の方が条件的に厳しいかもしれないという議論もあるが、シミュレーションをしたから大丈夫だろうというので簡単に緩和をして事故が起けると大変なことになるという気がする。委員の皆様の御懸念もその辺にありそうなので、慎重に考えていただいた方がいいのではないかと考える。

また、シミュレーションに頼って規制緩和をするというようなことがあるのであれば、相当色々なケースを想定してやってみてからにしないと危ないのではないかと、直感だがそう思っているので、来年度もその辺も含めて検討していただければと考える。

(3) 他給油取扱所における業務等のあり方に関する検討報告書（案）について

事務局より資料3-3について説明が行われた。質疑等の概要は以下のとおり。

【座 長】 この報告書は、とりあえず今年度の報告書ということでよいか。

【事務局】 そのとおり。

【座 長】 無理して結論を出さず、とりあえずここまではまとまっているが、次に送るという部分がかなりあるというふうに捉えてよろしいか。

【事務局】 少し補足をさせていただく。今回、テーマとして挙がっている項目が全部で11くらいあり、その中でまだ時間がかかりそうだと考えているのが、まず、建築物の用途の範囲で、報告書にも記載したが、3つのカテゴリーに分けたその他の用途のところではバスケットクローズ的にこういうものを認めていいかどうかについて、まだ消防庁内部でも色々疑義があり、そこは少し整理をしている。

また、本日説明した給油取扱所の用に供さない建築物を屋外給油取扱所に設ける場合についても少し検討が必要だろうということで、次年度に検討していきたいと考えている。それと、急速充電設備を屋内給油取扱所に設ける場合についても少し時間がかかるため、次年度継続ということで、この3つの案件については次年度にかかってしまう。そのほかのものについては、できるだけ今年度中に結論を出して方向性を含めて報告書に記載したいと考えている。

【委 員】 資料3-1の中で、給油取扱所以外の建物との離隔距離だとかその辺りは来年度検討されるという話だが、検討の内容としては、シミュレーションとか実験とか何か予定されているものがあるのか。過去に、水素ステーションなどであれば、固定給油設備の辺りで火災があったときにその輻射熱とかをシミュレーションなどで定量的に理論付けていたと思うが、その辺りの予定等があればお聞かせいただきたい。

【事務局】 おっしゃるとおり、固定給油設備で火災が起きたときにどのような輻射熱があって、建物に対してどのような影響があるか、そこまできちんと検証した方がよいだろうという議論があり、そういうところも含めて考えていきたいと思っているので、そういう意味からも令和4年度に入って少し時間をかけて検討しようと考えている。

【委 員】 承知した。

【委 員】 令和3年3月30日付けの販売の業務に係る運用の通知で、常設の場合だったら予防規程に入れてください、一時運用する場合は催し物の届出をしてくださいというような感じだったが、それを法令で規定していただければありがたいという意見をこの前出させていただいたが、いかがか。

【事務局】 その辺についてはどのように規定できるか内部で大分検討しないといけないと思うので、そこは考えさせていただきたい。

【委 員】 承知した。よろしく願います。

【座 長】 規制緩和の議論についてだが、今まで規制していたということはそれなりに理由があって規制をしていたわけである。その規制には2種類あって、ひとつは、直接的な危険性があるものについて規制をしている。もうひとつは、なるべく危険の確率を減らそうというようなことで規制をしているというものがあり、例えば建物、給油取扱所の中でやってはいけない販売行為などについては、長期的な確率をできるだけ減らすという意味で規制をしていたものである。こういうものについては、その危険性と、それから、経済活動をもう少し活発にした方がよいのではないかということをつりかへて、危険性がそれほど大きくないものについては規制を緩和してきたというような経緯があると考えている。そういうものについてはよろしいと思うが、ものによっては直接的な危険性があり、特に危険物については直接的な危険性があるものもあるため、そういうところを緩和することについては相当慎重にやらないと実際に事故が起きてしまう可能性があるかと思っているので、その辺、事務局も重々御存じと思うが、よろしく願います

6 追加意見

検討会終了後に追加意見を募集したところ、以下のとおり意見があった。

議事（2）について

【委 員】 検討会当日に、ガソリン等の静電気の帯電について知見がないと説明したが、過去の資料を探したところ、旧労働省の資料に静電気に関する記載があり、ガソリン等の流れにより、ガソリンと共にそれが通過する配管等にも静電気が発生するとなっている。

固定給油設備については接地（アース）されており、ローリー側も給油取扱所のローリーアースにて接地されるため静電気が帯電することはないが、ガソリン等自体にも静電気が発生し、自動車等に給油されているということになる。

議事（3）について

【委 員】

〈第2章 給油取扱所に設けることができる建築物の用途の範囲の整理について〉

屋外給油取扱所への建築物の用途を幅広く認めることにより、建物の一部に設置される屋内給油取扱所との定義があやふやになることが懸念される。政令等の改正の際には、施設

の定義を明確にしていきたい。

また、「多数の避難者が発生し、避難に支障が生じる場合」について、用途を指定するなど判断基準を明確にしていきたい。

〈第4章 その他給油取扱所における業務等のあり方に関連する事項〉

「自家用給油取扱所に固定注油設備を設置できることの明確化」について、航空機給油取扱所や船舶給油取扱所などの基準の特例を適用する他の給油取扱所においても同様のことがいえると考え。なお、現行の条文でも固定注油設備が設置できることは読み取れることから、危政令等を変えなくても、解釈を通知で示すことで足りると思う。

「燃料タンクに危険物を収納した「自動車等」の輸送について、消防法上の運搬とはみなさないことの明確化」について、他法令において安全対策が講じられていることを踏まえ、輸送することについては、運搬の技術上の基準に従わなくてもよいとの解釈を示すとのことだが、例えばキュービクル型発電機の内蔵タンクに危険物を入れた状態で移動させる場合は、運搬の基準を適用しないが、当該発電機を設置し使用する場合には条例（例）の指定数量未満のタンクの基準は適用されるのか。通知にて示す場合は、キュービクル型発電機を設置した場合の内蔵タンクの取扱いについても盛り込んでいきたい。

〈その他〉

4回検討会が実施されるように記載されているが、第4回実施後に検討報告書を取りまとめるということか。

【事務局回答】 お見込みのとおり。

以上